

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和2年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分）	20,000千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	407,402千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	11,326			9	823	10,494
	障害者福祉事業	62,566	44,787		1,440	1,188	15,151
	高齢者福祉事業	36,371	18,344		3,323	1,069	13,635
	福祉医療給付事業	19,308	9,452			717	9,139
	児童福祉事業	24,959	14,825		1,142	654	8,338
	小計	154,530	87,408		5,914	4,451	56,757
社会保険	国民健康保険事業	15,044	7,618			540	6,886
	介護保険事業	97,361	2,382			6,909	88,070
	後期高齢者医療保険事業	76,979	14,080			4,575	58,324
	小計	189,384	24,080			12,024	153,280
保健衛生	成人保健事業	13,287	623		2,695	725	9,244
	母子保健事業	1,042				76	966
	感染症予防事業	4,364	101			310	3,953
	医療確保事業	44,795		11,600		2,414	30,781
	小計	63,488	724	11,600	2,695	3,525	44,944
合計		407,402	112,212	11,600	8,609	20,000	254,981

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。